

新規就農者支援事業一覧

令和8年4月

●新規就農者育成総合対策事業(国・県・町による支援制度)

50歳未満

事業名		事業内容	区分	資金の額	
新規就農者育成総合対策(国庫)	就農準備資金	研修カレッジや先進農家等の下で研修を受ける場合、研修期間中に年間165万円(最大2年間)の資金を交付。	-	最大2年間	165万円/年
	経営開始資金	認定新規就農者等になる者に対して年間165万円(最大3年間)の資金を交付。所得により交付額変動。	-	最大3年間	165万円/年
	経営発展支援	経営開始初期まで認定新規就農者の機械・設備の導入等を支援。	経営開始初期までの認定新規就農者	国1/2、県1/4	

※就農準備資金については、交付終了後1年以内に就農し、交付期間の1.5倍以上(最短2年間)営農することが必要。

経営開始資金・経営発展支援については、目標地図に位置付けされる、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていることが条件であり、交付終了後、交付期間の就農をしなければ返還あり。

●地域農業構造転換支援対策事業(国・県・町による支援制度)

65歳未満

事業名	事業内容	区分	補助金の額
新規就農者チャレンジ事業(国庫)	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入の取り組みを支援。	新規就農者	国 3/10 上限 個人 1,500万円 法人 3,000万円

※青年等就農計画の認定を受け、目標地図に位置付けされる、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、導入する農業用機械等について、共済の加入必須。また、経営開始資金との同時受給は不可。

●新規就農者支援事業(県・町による支援制度:認定新規就農者等が該当)

50~60歳未満

事業名	事業内容	区分	奨励・助成金の額	
就農奨励金(県単)	就農初期の生産基盤が不安定な新規就農者の経営安定を図り、農業経営上のさまざまな負担を軽減するために就農奨励金を交付。	非農家出身者	1年目	15万円/月
			2年目	10万円/月
			3年目	5万円/月
		兼業農家出身者	1年間	15万円/月
専業農家出身者	1年間	5万円/月		
県外出身者住宅確保支援(県単)	県外からの新規就農者の住宅費に対する助成。	県外出身者	家賃(5.3万円以内)×1/4×3カ年	

※県単就農給付金準備型については、交付終了後1年以内に就農し、交付期間の1.5倍以上営農することが必要。

その他の事業については、助成終了後、3年以内に離農した場合は奨励・助成金を返還する。

●新規就農者支援事業(県・町による支援制度:認定新規就農者等が該当)

60歳未満

事業名	事業内容	区分	奨励・助成金の額	
就農奨励金(県単)	県外出身または嶺北一嶺南をまたぐ移住をするカレッジ研修生へ奨励金を交付。	県外出身のカレッジ研修生等	最大2年間	90万円/月
未来に繋ぐふくい農業応援事業(県単)	経営開始にかかる設備投資の負担軽減を図るため機械・設備の導入等を支援。	経営開始2年目までの認定新規就農者	・新規参入タイプ ・継承タイプ	国1/2、県1/4 国1/3、県1/6
小農具等整備支援(県単)	経営開始時に必要な小農機具等を整備を助成し。	非農家出身者	上限150万円×1/4	

※県単就農給付金準備型については、交付終了後1年以内に就農し、交付期間の1.5倍以上営農することが必要。

その他の事業については、助成終了後、3年以内に離農した場合は奨励・助成金を返還する。

●新規就農者支援事業(町独自による支援制度)

60歳未満

事業名	事業内容	区分	助成額	
新規就農者農業法人等経営参画奨励金(町単)	農業法人等へ構成員として経営参画する者に奨励金を交付	-	最大3年間	8万円/月